

広島県総合グラウンドのネーミングライツに係る契約の更新について

1 要旨・目的

広島県総合グラウンドに愛称を付ける権利（これに付帯する諸権利等を含む。以下「ネーミングライツ」という。）の付与について、令和6年9月末をもって契約期間が満了となるため、現契約のネーミングライツパートナーである株式会社バルコムと契約を更新する。

2 現状・背景

広島県総合グラウンドのネーミングライツの契約期間は、令和3年9月22日～令和6年9月30日である。

現契約のネーミングライツパートナーである株式会社バルコムと協議したところ、契約の更新を希望され、提案内容が現契約と同じ期間・金額であることから、契約を更新する。

3 概要

(1) 対象施設

広島県総合グラウンド（広島市西区観音新町2-11-124）

(2) 契約内容

ア 契約者

株式会社バルコム（広島市安佐南区中筋3-8-10）

イ 契約期間

令和6年10月1日～令和9年9月30日（3年間） ※ 現契約と同期間

ウ 契約金額

年額5,000千円（税込） ※ 現契約と同額

エ 施設の愛称

Balcom BMW 広島総合グラウンド ※ 現在の名称と同様

各施設	各施設の愛称
メインスタジアム	Balcom BMW Stadium
野球場	Balcom BMW Baseball Stadium
ラグビー場	Balcom BMW Rugby Stadium

4 スケジュール

令和6年9月上旬 更新契約締結

令和6年9月下旬 プレスリリース

令和6年10月1日～ 次期契約期間開始

5 予算

—